

## 業務委託仕様書

- 1 業務の名称  
令和8年度  
市内公共施設事業系一般廃棄物（プラスチック製容器包装）収集運搬業務
- 2 業務の目的  
市内公共施設から出る事業系一般廃棄物（プラスチック製容器包装）を収集運搬する。
- 3 業務の施行概要
  - ・ 収集運搬は収集所1箇所あたり、次のとおりとする。

品目	地区	1か所の回数	収集所数	運搬先
プラスチック製容器包装廃棄物	千曲市内	2回／月	28ヶ所	葛尾組合処理施設（坂城町）
  - ・ 収集箇所及び収集量 別紙のとおり  
(ただし、収集量を超える場合は、別途協議すること。)
  - ・ 収集運搬日程 每月第2、第4水曜日  
(ただし、祝日が被る場合は事前に協議すること。)
  - ・ 業務結果の報告 1か月毎に、収集運搬結果を報告すること。(遵守)
- 4 業務履行条件
  - ・ 葛尾組合処理施設持込手数料は受託者において負担すること。
  - ・ 業務にあたっては、車両1台につき2名乗車とする。また、業務は自社の社員をもって従事させること。
  - ・ 収集業務においてはパッカー車を使用することとし、収集車両は自動車検査証の使用者が会社名義となっていること。
  - ・ 収集ルート等については、各自確認しておくこと。
  - ・ 収集開始時間は午前8時30分からとし、その日の内に回収が終了すること。
- 5 業務履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(24ヶ月)
6. 遵守事項
  - ・ 当該仕様書に示す事項は主要なものであり、明記されていない事項で業務の遂行上、当然必要と認められるものについては、受託者において充足しなければならない。
  - ・ 本業務の推進にあたり、業務打合せ等要請があったときは、双方速やかに誠意をもって対応しなければならない。
7. 業務上の問題点の処理  
業務遂行上、又はその他の事情により問題が生じた場合は、双方協議の上処理するものとする。
8. 入札にあたっての留意事項
  - ・ 入札書には24ヶ月分の金額（消費税抜き）を記載すること。

## 9. 契約・支払方法

- (1) 受託者は、毎月5日までに、その前月分の報告書及び委託料の支払請求書（以下「請求書」という）を、提出すること。但し、1月及び5月については集計でき次第、速やかに提出すること。
- (2) 一月あたりの委託料請求金額は、年間委託料を十二月で除した額とし、端数が生じた場合は4月の請求額に合算すること。